
小 型 バ ス の 購 入

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 5 月 30 日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

小型バスの購入

(2) 購入物品名及び数量

小型バス 5 台

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和 8 年 3 月 18 日 (水)

(5) 納入場所

愛媛県立大洲高等学校、愛媛県立八幡浜高等学校

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4 の (3) に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912-2156

- (2) 入札書の受領期限

令和7年7月14日（月）午前9時から令和7年7月15日（火）午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

- (4) 開札の日時及び場所
令和7年7月15日（火）午前10時
愛媛県庁本館 1 階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：令和7年7月1日（火）午後5時
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
ア 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条までの規定による。
イ 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。
ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Microbus, 5
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 15 July 2025
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement
Section, Accounting Division, Treasury Bureau,
Ehime Prefectural Government, 4-4-2
Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156